

広島県教育委員会会議録

令和6年3月22日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和6年3月22日（金） 9：30開会

11：24閉会

1 出席者

教育長	平川	理恵
委員	細川	喜一郎
	中村	一朗
	志々田	まなみ
	近藤	いずみ
	菅田	雅夫

2 出席職員

教育次長	池田	克輝
管理部長	江原	透
学びの変革推進部長（兼）教育センター所長	阿部	由貴子
乳幼児教育・生涯学習担当部長（兼）参与	重森	栄理
理事	榊原	恒雄
総務課長	杉本	真一
秘書広報室長	糸崎	誠二
教職員課長	松下	大海
学校経営戦略推進課長	沖本	勝豊
義務教育指導課長	立田	晃
生涯学習課長	桑原	智津子

教育委員会会議定例会日程

		頁
日程第1	会議録署名者について	1
日程第2	第3号議案 広島県教育委員会規則等の一部改正について	1
日程第3	第4号議案 博物館再登録について	2
日程第4	報告・協議1 学校における働き方改革の推進について	4
日程第5	第5号議案 令和6年度広島県教科用図書選定審議会委員の任命について	9
日程第6	第1号議案 教職員人事について	9
日程第7	第2号議案 事務局職員人事について	9

平川教育長： それでは、ただ今から本日の会議を開きます。
直ちに日程に入ります。
まず、会議録署名者の件ですが、本件は会議規則第20条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。
会議録署名者として、細川委員及び菅田委員を御指名申し上げますので、御承諾のほどお願いいたします。
本日の会議議題は、お手元のとおりです。
議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますが、いかがいたしましょうか。

細川委員： 第1号議案及び第2号議案は、個別の人事に関する案件であり、第5号議案は、委員の選考に関する案件ですから、審議は非公開が適当ではないかと思えます。

平川教育長： ほかに御意見はございませんでしょうか。
それでは、ただ今の細川委員の発議について採決いたします。
第1号議案の教職員人事について、第2号議案の事務局職員人事について、第5号議案の令和6年度広島県教科用図書選定審議会委員の任命については、公開しないということに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。したがって、本日の議題は、第1号議案、第2号議案及び第5号議案を公開しないで審議することといたします。

第3号議案 広島県教育委員会規則等の一部改正について

平川教育長： それでは、第3号議案、広島県教育委員会規則等の一部改正について、杉本総務課長、説明をお願いいたします。

杉本総務課長： それでは、第3号議案につきまして、資料にございますとおり、2のところから4点ございます。まず、広島県教育委員会事務局等の職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める訓令、それから、広島県教育委員会事務局等の職員の人事評価に関する訓令、広島県立学校職員の人事評価に関する訓令、広島県市町立学校職員の人事評価に関する規則、この4点の一部改正について御説明を申し上げます。

現在、毎年度末に実施しております教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の勤務成績評価における評価要素でございますが、コンピテンシーモデルにつきまして、一部見直しを行うものでございます。見直しの目的といたしましては、職員一人一人が職場内において、自分の意見を自由に出し合える雰囲気醸成し、心理的安全性の定着を図るということを狙いとするものでございます。そのため、管理者及び監督者層などのコンピテンシーに心理的安全性の確保につながる項目を追加をしているところでございます。

また、令和6年度からの定年引上げに伴いまして、役職定年を迎えた職員を含む主査級の職員がこれまでに培った知識や経験を活用しながら、引き続き能力を発揮できるという観点から、定年引上げに係って、新たに今まで培ってきた知識とか経験を生かすといった分野の項目を追加をしているところでございます。県立学校及び市町立学校における能力評価につきましても、同様の趣旨をもちまして、改正を行うというものでございます。

例えば、発言・行動しやすい組織風土をつくり出すなど、そういった視点がそれぞれにちりばめられてるところでございます。

施行日は令和6年4月1日ということになっております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

志々田委員： 定年延長になって、今まで、例えば上席だった方が、自分の課の中において、主査として、またお仕事をされるというところでは、ここ数年で出てきた働き方だと思うのですが、どうしても、こういうことって経験がないので分からないんですけど、うまくいっているとは一言には言えないと思いますが、どんな感じなんでしょうか。

杉本総務課長： 御意見ありがとうございます。実は定年延長は今年からになりますので、今から正に、この4月以降に初めて課長を辞めて、主査級になる職員が出てきます。当然、本人の意

向も聞きながらやっておりますので、教育委員会事務局でいうと、今回、課長級から主査で配置される職員は1名になりますけれども、専門的な分野の職員なので、本人も引き続きそういったことがやりたいという希望を踏まえて配置をしておりますので、今のところ、問題になるようなケースはないかなと思います。

志々田委員： マネジメント上の問題が出てくる可能性もあるということで、こういう形で規定から見直して、よりよい職場をとというのはすごくいいことだと思うのですが、引き続き労働の問題なので、相談窓口等を用意して、配役を少し気にかけて、新しいこの動向をどういうふうに定着するのを見ていたいなと思いました。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。
それでは、以上で本件の審議を終わります。
採決に移ります。
議案に賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。
よって、本案は原案どおり可決されました。

第4号議案 博物館再登録について

平川教育長： 続きまして、第4号議案、博物館再登録につきまして、桑原生涯学習課長、説明をお願いいたします。

桑原生涯学習課長： 第4号議案、博物館再登録について御説明申し上げます。

資料の1枚目を御覧ください。1の提案の要旨にございますとおり、今回、広島県立美術館、広島県立歴史民俗資料館、広島県立博物館及び頼山陽史跡資料館について、博物館法に基づく博物館登録原簿への再登録を行おうとするものでございます。

令和5年3月13日のこの会議でも御説明したとおり、博物館法の改正に伴い、法の施行から5年間は、登録・指定を受けたものとみなされることとなっておりますが、登録・指定の継続を希望する場合は、そのみなし期間が終了する令和10年3月31日までに再登録等の手続を行うことが必要となっております。

資料の最後にお示ししておりますが、県内にある登録博物館29館及び博物館に相当する施設8館のうち、黄色に網かけをしております広島市が審査を行う10館と、国が審査を行う下段の表の4番目に示す「広島大学総合博物館」及び法改正以降に新規登録をした2館を除いた登録博物館21館及び博物館に相当する施設3館につきましては、計画的に登録等の申請を行っていただくこととしており、このたび、県立施設4館から申請があったところでございます。

戻っていただきまして、資料の2枚目を御覧ください。博物館の登録につきましては、博物館法第13条に定める要件及び県が定める「博物館登録等に関する要綱」に規定する要件を備えている必要がございます。今回、申請のあった県立施設4館について、書類による審査及び学芸員資格を有する学識経験者と生涯学習課職員による実地調査を行ったところ、設置者、博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制、学芸員その他職員の配置、施設及び設備、開館日数、いずれにつきましても、博物館として登録を受けるための要件を備えていると判断いたしました。

以上のことから、広島県立美術館、広島県立歴史民俗資料館、広島県立博物館及び頼山陽史跡資料館を博物館登録原簿に再登録してもよいと考えております。

説明は以上でございます。第4号議案について、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたら、お願いいたします。

中村委員： 法律の登録要件の見直し、登録審査の手続等の見直しが行われたということなのですが、具体的にはどんな要件が変わったのでしょうか。

桑原生涯学習課長： これまでの博物館法に定められていた登録基準は、専門職員としての学芸員がいるか、博物館資料を持っているか、土地、建物があるか、博物館の開館日数が150日以上かどうかといった、外形的な要件のみを判断するものであり、博物館としての活動の在り方を問うものではなかったために、必ずしも博物館活動の質を保証したり、その向上を促し

たりするものとはなっておりませんでした。新しい登録制度におきましては、その審査基準において、資料を取り扱う体制や、学芸員を含む職員の配置、施設・設備等についても基準を定め、外形的な要素にとどまらず、活動の実質的な要素についても確認していくこととなり、登録審査に際しまして、学識経験者からも意見を聞く機会を設けるなど、登録を受ける博物館の活動に関して、より専門的な知見からのアドバイスを受けられる仕組みとなっております。

中村委員： これまでも登録をされていたわけですが、この要件が変わったことによって、これに講じて、運営体制とか、何か変えたところがあるんですか。それとも、結果的に今までどおりで、新しい要件にも合致するという事だったのでしょうか。

桑原生涯学習課長： 今回、登録の申請がございました県立の博物館4館につきましては、これまでも県民に対する学びの提供や、学校との連携など、質の高い様々な博物館活動を実施されておりましたので、それを改めて確認をさせていただいたということになっております。今後も、他の博物館に関しましても、毎年活動内容を御報告いただくこととなっておりますので、そこでしっかり博物館としての質を保証できるようなものであるということを確認をさせていただきながら、しっかりと活動を継続していただきたいと考えております。

中村委員： ありがとうございます。

近藤委員： 先ほどの御説明の中に、学識経験者の方に意見を求めた博物館もあるという話もあったのですが、県立の博物館ということもあるので、もしこの4館について、学術とか、何か頂いたものがあれば教えてください。

桑原生涯学習課長： これまでの法改正後の登録につきましては、県の博物館等の学芸員に現地調査をお願いしていたのですが、今回は、県立の施設ということで、全て外部の大学の専門家、教授等に確認をお願いしております。その際に、それぞれの館に対して、いろいろと御意見をいただいたところではございますけれども、例えば、ある館に対しては、特色を持った活動をもっと県民に知ってもらうために、運営方針をしっかりと発信して、それに基づいた館の自己評価を行っていくことが必要ではないかといった御意見であるとか、ホームページが教育委員会内のホームページになっており、少し発信力が弱いので、独自のページをつくるなどして、魅力的な情報発信をして利用促進につながるよう取り組む必要があるのではないかと、中身だけではなくて、利用促進につながるような、県民に学びをしっかりと提供していただくための御意見などもいただいたところでございます。

菅田委員： 今後5年以内ということですが、5年を過ぎた場合はどうなってしまうのかということと、もう一つは登録一覧の中でいっぱいありますけれども、申請意向があるところと、もう申請するつもりのないところというのがあるのでしょうか。

桑原生涯学習課長： 昨年度、この再登録の手続が必要であるということについて、現在登録をいただいている博物館、それから指定をさせていただいている博物館を対象に説明会を行いまして、ほとんどの館が再登録や、再指定ということで御意思はお持ちであると伺っております。一度に二十何館が出てくると、確認も困難であることから、それぞれの館の御意向も確認しながら、おおむね年間で4館から6館ずつ、令和10年3月31日までに登録、再指定が終わるような形で計画的に進めていきたいと思っております。

なお、そこまでに手続が終わらない場合は、登録や、指定が取り消されるということになりますので、そこまでには必ず終わっていただくように、私たちもしっかり働きかけていきたいと思っております。

菅田委員： よろしく申し上げます。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

報告・協議 1 学校における働き方改革の推進について

平川教育長： 続きまして、報告・協議 1、学校における働き方改革の推進について、沖本学校経営戦略推進課長、説明をお願いいたします。

沖本学校経営戦略推進課長： それでは、報告・協議 1によりまして、学校における働き方改革の推進について、今年度の取組状況やその成果、令和 6 年度の方針の方向性等について御説明申し上げます。

資料の 1 ページをお開きください。「1 取組期間、目標・成果指標の状況について」でございます。学校における働き方改革取組方針に掲げました目標の、「子供と向き合う時間の確保」について、子供と向き合う時間が確保されていると感じる教員の割合は 76.4% となっております、前年度と比べ、3.9 ポイント改善しております。また、もう一つの目標の「超過勤務の縮減」について、教員の年間の時間外在校等時間の平均は 350 時間 20 分となっております、昨年度と比べ 2 時間 46 分の減少、月 45 時間を超えた教員は 19.9% となっております、昨年度と比べ、0.4 ポイント改善しております。いずれの目標も達成までは至っておりませんが、着実に改善が図られてきているものと考えております。

続いて、資料の 2 ページでございます。「2 令和 5 年度の主な取組の状況及び令和 6 年度の方針の方向性」でございますが、こちらは別紙を添付しておりますので、続けて、資料 3 ページを御覧いただければと思います。

今年度、取組方針に掲げます 4 つの視点を柱として、総合的に取組を進めて参りました。【1】でございます。「学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備」について、スクール・サポート・スタッフの配置や、校務支援システムの機能拡充などに取り組み、資料の中ほどの成果・課題に記載のとおり、本年 2 月に実施した県立学校教職員アンケートから、スクール・サポート・スタッフ配置による業務負担の軽減として、1 人当たり週約 0.5 時間、校務支援システムの利用により、業務が効率化していると感じている教員の割合が 84.9% となるなどの調査結果が得られております。令和 6 年度につきましては、昨年 6 月に実施しました教員勤務実態調査の結果等を踏まえ、小・中学校及び県立高等学校の全校でスクール・サポート・スタッフの活用を図る配置拡充や、成績処理業務の負担軽減のための県立中・高全校への共通の採点支援システムの一括導入、県高等学校 P T A 連合会との連携により作成した、保護者、地域等に対する教員の働き方改革の協力要請のリーフレットを活用した広報の強化などに取り組んで参ります。

続いて、4 ページを御覧いただければと思います。「部活動指導に係る教員の負担軽減」についてでございます。部活動指導員の配置に対する経費の補助などに取り組んだ結果、資料の中ほどの成果・課題に記載のとおり、部活動指導員配置による業務削減時間が顧問 1 人当たり週約 5.2 時間となるなどの調査結果が得られてございます。令和 6 年度につきましては、教員勤務実態調査の結果等を踏まえ、県立高校における部活動の在り方等の検討や、中学校における部活動指導員の配置支援の拡充などに取り組んで参ります。

続いて、「【3】学校における組織マネジメントの確立」や、資料 5 ページでございます、「【4】教職員の働き方に対する意識の醸成」についても、資料、中ほどの成果・課題に記載のとおり、超過勤務の傾向にある教職員に対し業務の状況確認や業務の進め方等について指導助言をしている管理職や、勤務時間等を意識して業務に取り組んでる教員の割合がいずれも昨年度より上昇しております。令和 6 年度につきましては、管理職による教職員の適正な勤務時間管理の徹底や、教職員の意識醸成につながる効果的な研修の実施などに取り組んで参ります。令和 6 年度も引き続き、効率的かつ効果的な取組を着実に実施し、学校における働き方改革を一層推進して参ります。

最後、資料 6 ページには、県立学校における組織マネジメントの確立に関する調査結果を参考資料としてまとめてございますので、後ほど御覧いただければと思います。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたら、お願いいたします。

近藤委員： 子供と向き合う時間が確保されていると感じる教員の割合が増えてきていて、本当に効果が出ているのではないかと思います。これまで、広く校務支援システムや、スクール・サポート・スタッフ等を入れてもらって、全体的に段々少なくなるような取組をしてくださってきたと思うのですけれども、昨年の秋に学校訪問に行かせてもらったときに、特別支援学級に在籍する生徒さんが非常に多い学校を訪問させてもらいまして、そのときに、校務支援システムのフォーマットが通常クラスを想定してるフォーマットな

ので、せっかくあっても使えないというようなお話をお伺いしました。どこかに協力してもらって、特別支援学級で使えるようなプログラムを組んでもらっても、すごく大変という話を聞きまして、特別支援学級のプログラムがあると、それでも3分の1程度か、かなり軽減されたという話を聞きました。そういう重点的に、ここがまだ落ちてるんじゃないかというところをもう一度見ていただくと、より効果的に負担の軽減ができるところがまだあるんじゃないかなと思いますので、そういったところも少し見ていただけたらと思います。

沖本学校経営戦略推進課長：ありがとうございます。働き方改革、学校の状況につきましては、毎年、学校に対してヒアリングを行いながら、実情というものをしっかり把握をしているところなんですけれども、近藤委員、御指摘の部分についても、学校に対して、改めて話を聞きながら、よりよい解決策といったものを考えていきたいと思います。ありがとうございます。

中村委員：子供と向き合う時間の確保、それから、超過勤務の取組、目標には達していませんけれども、着実にというか、よくなっているということになるんですが、コロナの影響というのは、3年の推移を見た中であるんでしょうか。

沖本学校経営戦略推進課長：学校行事などについて、やはり縮小したりとか、そういったところで影響はあったものと考えておりますが、コロナが5類に移行した今年度について、実際にこういう調査をしてみますと、前年度より削減しているという状況が見えて参りましたので、単純に行事をそのまま復活させるということではなく、その目的に応じて、必要なやり方というものを学校が真に考えていただいていると、そういう結果が表れてきているのかなと受け止めております。

中村委員：恐らく忙しくなってる中で、数値は改善してるということで、実際にはより大きな効果を得てるのかなと思いました。

それから、いろんな施策を行う予算効果が出てるのもありますし、管理職による指導も大事だと思いますけれども、そういう中で、現場で細かな無駄等の排除をしていく上では、これは管理職、我々の世代だけじゃなくて、現場のICTを熟知している教員がちょっとした工夫を出してくれば、少しずつは小さな削減でも大きな効果になるということがあると思うので、実際そういう好事例の発表もどっかであったと思うのですが、是非そういった学校一丸での意識改革、取組と事例の共有を引き続きやっていただきたいと思います。

その辺り、1点だけ、この採点支援システムというのは、具体的にはどんな仕組みなのですか。

沖本学校経営戦略推進課長：昨年6月に実施をいたしました教員勤務実態調査では、成績処理業務について、多くの教員が負担に感じているという実態が明らかになったところでございます。こうした調査結果を踏まえまして、教育委員会では、令和6年度から県立中高全校に共通の採点支援システムを一括導入することとしたところでございます。このシステムは、コピー機等のスキャン機能を活用して、生徒の定期考査等の答案用紙をPDF化、データ化し、システムに登録することで、教員がパソコン上で答案等の採点や得点集計を行うことができるものという形の内容でございます。

中村委員：なるほど、ちょっと想像してた部分が違うんですけど、なるほど。採点自体は、やっぱり教員がやる、それを紙にするか、PDFのようなもの、デジタル機器上であるか、この違いってことですかね。

沖本学校経営戦略推進課長：例えば、選択式の問題とか、1文字で、あ、い、う、えの中から選択するというものについては、このシステムによって、自動的に、あをつけていたら丸かかということはこのシステムで行うことができます。ただ、そういう選択式の問題ばかりでは当然ないわけで、それらについては、例えば、一つの問題について、クラス全員分の回答を画面上に並べて、それで丸をつける、全部を一通り、1人ずつ全問題を採点するのではなくて、一つの問題を全員分を並べて一括採点ができるというところで、効率的に採点業務が行えるのではないかなと考えております。

中村委員：分かりました。いろいろ工夫、改善しながら、より効率化になじむよう、やっていただければと思います。

今、通知表の作成とかもどのようになってるのかなと想像していたんですけど、いろいろ恐らく時代の流れに合わせて変えていけるところもあろうかと思っておりますので、検討していただければと思います。よろしくお願いします。

志々田委員：月45時間以上等の資料、45時間以上働いている先生の延べ人数が書かれているんですけど、その下にパーセンテージが書いてあるんですが、母数は何のパーセンテージなん

ですか。

沖本学校経営戦略推進課長： 毎月、時間外在校等時間が発生した教員の数を全て足し合わせたものが母数となっております。

志々田委員： 延べ人数がその足し算ですよ。

沖本学校経営戦略推進課長： はい。

志々田委員： パーセンテージが下を書いてあるんですけど、それは、要するに月45時間超えた先生たちをずっと延べ人数を足していった数が、この1万988ですか。

沖本学校経営戦略推進課長： はい。

志々田委員： 19.9%の母数は何ですか。

沖本学校経営戦略推進課長： 毎月、1分でも超過勤務をした教員、それを毎月足し合わせていって、それが分母になっているということでございます。45時間を超えてない教員も含めて、超過勤務を行った教員を全て年間足し合わせたものを分母にしております。

志々田委員： 分かりました。

これだと、私の想像では45時間を超える教員というのは、いつも同じとは言いませんけれども、ある程度傾向があって、一定数の先生たちではないかと思えますし、その辺りが問題なのかなと思います。つまり、今月は行事があって、45時間を超えたというのはあってもいいと思うのですが、1年間継続して45時間を超えてる人たちを、大丈夫ですかとピックアップしていくことが必要だと思うのですが、そういうことはされてるんでしょうか。

沖本学校経営戦略推進課長： 月45時間、個々の教員がずっと超えてるかどうかといったところは、そこまでの県教委としての把握は行ってはおりませんが、各学校において、当然ながら、継続して、そういう超過勤務が45時間以上超えている者がいる場合には、業務の平準化ができないか、他の教員に割り振ることができないか、そういったことを管理職がしっかりと考えていく、管理していくということが重要ということを校長には伝えてきているところでございます。

志々田委員： もちろんそれぞれの先生方が、1人の先生に業務が集中しないようにという適正な労働環境をとということも一つだと思いますが、働き方は、私も働いてて思いますけど、本人の意識というか、働く、45時間がどうかは置いて、だらだらと仕事をし続けることが決してよいわけではないし、そういう体質が何で働き方改革をやっているかという、次世代の教員になりたいという人たちの環境を悪くしていく可能性もあるので、今頑張っている先生たちにそういう言い方はできないけども、大きい目で見ると、今、あなたが超えているということは、後の教師のバトンにつながらなくなるんだということとかも含めて、意識啓発していかなければならないだろうと思います。そうすると、ずっと自分が頑張ればいいんだと思ってる先生に、どうやって意識を変えてもらうかということ、やはりその先生に、大丈夫かということと、どういう意味で働き方改革をしているのかということをお一人お一人説明していくということが必要なのではないかと思います。特に県立学校なので、小・中学校と違って、高校というところだと、もう少し改善ができるんじゃないかなと、私としては思うので、各学校の校長先生方にきちんと働き方改革、ここの延べ人数にいつも上がってくる先生には、より注意していただきたいし、サポートしていただきたいということを再度、いろいろな形で情報提供していただければと思います。

沖本学校経営戦略推進課長： ありがとうございます。志々田委員、言ってくださったこと、正にそのとおりだと思っております。各学校の校長がマネジメントしていく上で必要な資料というものは、我々として、データとして集計できるものがあれば、そういったものも提供しながら、校長がしっかりとその教員に向き合って、マネジメントしてもらうように、引き続き学校と連携をしていきたいと思っております。

菅田委員： 部活動指導のところ、指導員配置により顧問1人当たりの業務削減時間が週当たり5.2時間となっておりますけども、大体、顧問1人当たり、週当たり、どれぐらい関わっているのかということと、それから、今後、もっともっと5.2時間がどんどん、もっともっと削減できる見込みがあるのかということをお聞きしたいのと、あと、スクール・サポート・スタッフも配置したことによって、0.5時間ですけども、これももっと削減できる余地があるのかどうかということをお聞かせいただきたいんですけども。

沖本学校経営戦略推進課長： 部活動に実際に充てている時間というものが、今年度で申しますと、週当たり6.6時間となっております。前年度と比べ1.4時間増加をしているような状況があります。これは、先ほどお話もありましたコロナの関係もあるのかもしれないなどは受け止めている

状況でございます。

菅田委員：　ということは、6.6時間のうち、もし指導員が入ってるところは1.4時間で済んでるといっていいのでしょうか。

沖本学校経営戦略推進課長：　先ほど週当たり6.6時間と申しましたのが、県立学校に対する調査という結果でございます。週当たりの部活動、顧問1人当たりの業務削減時間、週当たり5.2時間と書いておりますのは、これは中学校ということ、市町立学校ということになりまして、ちょっと先ほど申し上げたのはデータのもともとの母体が異なっております。大変失礼いたしました。

部活動指導員につきましても、少しずつではございますが、導入する市町というのは増えている状況でございます。来年度につきましては15市町、1市町増えまして15市町で行うこととなっておりますので、今後もそういった部活動指導の削減というものは、部活動指導員の拡充はしているところでございますので、減ってくるのではないかと見込んでいます。

菅田委員：　まだ導入時期ですけども、今後、本当に効果があるのかというふうなところも追跡調査していただいて、本当に部活動指導員がいいのか、もう地域のクラブに任せるようにしたほうがいいのかというのも、地域によって変わると思うのですが、きめ細かくやっていただければと思います。

教員以外でできる仕事をなるべく、外注という言い方はおかしいですけども、その人をお願いすることを増やして行って、スクール・サポート・スタッフだったり、教員1人当たり0.5ですから、結構効果が大きいと思うので、どんどん拡充していただければと思います。

沖本学校経営戦略推進課長：　スクール・サポート・スタッフにつきましては、来年度、特に予算的には措置時間数はいろいろ学校規模によって調整はありますけれども、全校に配置できるだけの予算を計上させていただいているところでございますので、そういった体制を続けていきたいと思っております。

部活動指導員について、地域へのクラブ移行というようなお話もございました。こちらにつきましては、市町とも引き続き緊密に連携しながら、こういった対応ができるのかというのは、丁寧に検討していきたいと思っております。

細川委員：　御説明ありがとうございます。学校における働き方改革の令和5年度の取組の状況、それから、成果、課題から令和6年度の取組の方向性というのをしっかりここでお示しをいただいているんですけども、先ほど、志々田委員も御質問いただいた、月45時間を超えた教員の数が延べでは1万人を超えてますが、実際、ある教職員の方に片寄っているとしたら、やはりその辺のところ为学校の位置や規模等の要因もありましようけども、いろいろこの取組をされてきて、また次年度も方向性を考えられておられますが、時間外在校等時間月45時間を超えた教員を減らすことが可能な部分ばかりなのか、もしくは、もうなかなか難しい問題が多くて、クリアできない問題がかなり根底にあるのか、その辺のところを解決しないと、なかなか減らそう減らそうという掛け声ばかりで、減らないと思うのですよね。私たち業界は、皆さん御存じのように、この4月から非常に厳しいくくりの中で事業展開をしていかななくてはならないんですけども、そういう学校の先生の働き方について、ある程度しっかり取り組んでいく、本当に減らす、固い決心でやっていくという方向性をやっぱり持っていないと、なかなか減らないんじゃないかなというような気がしております。

それと、業務をやっておりますと、年間1月から12月まで、やはり忙しい月と閑散月というのはあります。学校もそうだと思います。その辺のところをうまく変形労働時間制を私たちは取りますが、そういうようなお考えで、閑散期はもう毎日定時で帰るとか、そういうような管理職のマネジメントの能力も問われましようし、令和6年度中には、必ずこうなるというような、県教育委員会としての固い意志みたいなものが、私はお聞きしたいと思うのですが、ここには令和6年度のここまでになりたい、ここまでします、ここまでやらなくてはならないというような、そういう指標みたいなものをお持ちなのかどうか、お聞かせいただければと思います。

沖本学校経営戦略推進課長：　令和6年度にこういう状態にするとか、年ごとのそういう指標といったものの設定までは行っていないのが実情でございます。この最終的な、1ページ目上げた、45時間を超えた教員を45時間以内にするとか、年360時間以内にするとか、そういう大きな目標に向けて、毎年度取り組んでいる状況でございます。

働き方改革が非常に重要なことだと志々田委員おっしゃられたように、次世代の教員

になりたい方たちへのしっかりしたアピールを学校現場としては伝えていかなければいけないという認識は確かに持っております。ただ、一朝一夕にこの働き方改革進まないのも実態でございます。ですので、来年度はスクール・サポート・スタッフを大幅に増員をするための予算を計上させていただきました。また、先ほど話に出ました採点支援システムを一括導入するといったようにできることはとにかくやろうと、そういう決意で我々も取り組んでいるところでございます。毎年取組内容をしっかりと検証して、しっかりと改善につなげていくということが重要だと考えております。

細川委員： 課長から今、強いお言葉をいただいたので、安心をしたところもあるんですけども、民間ですと、どうしても守れない業務というのは、やめることができます。実際、他社にお願いしてくださいとかですね。でも学校は、そういうことができないと思うので、とにかくいろいろ難しい課題を一つ一つ、個別に各先生、いろいろ事情背負っておられましようから、しっかりそれを調査して、研究して、また助言なりいただいて、御努力いただくことが大切だと思いますので、先ほども言いました学校の位置とか規模とかによっても、かなり違うんじゃないかとも思っております。また、ある特別支援学校でお聞きしたのは、私が校長になってから、かえる会議を始めた。かえるというのは、チェンジの変えると、本当に帰る、退校するの帰るをひっかけておられたんですけども、そういういろいろな学校での努力の成果がそれぞれ出てくるんだと思うので、実情に合わせたそういう解決策と申しましようか、やり方を考えていただいて、是非この数字が、段々減っておるといことは分かるんですけども、目標以内になるようにということをや、これからもよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

沖本学校経営戦略推進課長： ありがとうございます。各学校には、しっかりとヒアリングをしながら、その中で出てきた好事例、そういったものも横展開をしながら、我々も予算面でもしっかりと対応しながら、学校と教育委員会、力を合わせて、1人でも働きやすい状況が、より望ましい状況が生まれるように、しっかりと取り組んでいきたいと思ひます。

中村委員： これは県立学校での働き方改革推進ということだと思いますが、市町立学校のほうは、それぞれの市町で同じように働き方改革推進というのを主体にやっていくということでしょうか。

沖本学校経営戦略推進課長： 市町立学校につきましては、県と同様に各市町で働き方改革の取組方針を定めまして、鋭意取り組んでおられるところでございます。一方で、県と市町含めて、担当課長会議を開催し、市町間での好事例、あるいはどういった悩みがあるかといったものを共有しながら、議論する場を設けて対応をしている状況でございます。

中村委員： 小学校が、採用の倍率も下がってますし、現場の大変さもまた違うものがあると思ひますので、しっかり働き方改革の推進をお願ひしたいと思ひます。

それと、先ほどから言われてる時間外の時間についてです。時間管理については、どういう形で出退勤の時間を把握をされてるんでしょうか。

沖本学校経営戦略推進課長： 平成30年度から勤務時間管理システムというものを導入をいたしまして、基本的には、パソコンのログオフの時間を基に、本人が確認をした上で、集計しているという状況でございます。

中村委員： 分かりました。先ほどの質疑を聞いてて、個人的に思っただのは、自分のペースで長く時間外をしてしまう人が一定数いる。それは全くそのとおりだと思います。その一方で、どうしても抱え込んでしまっ、長時間になってしまう人、平均はこの数字ですけども、そういう教員のメンタルケアがすごく気になるんですけど、産業医に相談するとか、そういう対応は当然されているのでしょうか。

沖本学校経営戦略推進課長： 当然ながら、超過勤務が続く教員、多い教員、本人の申出に加えまして、一定の時間を超える教員がいましたら、産業医と面談をするということはやっているところでございます。

中村委員： 皆さん御指摘のことと同じようなことになるんですけど、ここ数年、民間企業で採用してますと、仕事のやりがいよりも給料、給料よりも休日数とか、時間外の時間とか、そういうところばかり気にされるような就職活動になってるということになります。いろんな不祥事が続いているのも、採用難と絡んでるところでもありましようし、採用難というのがこういう実態との関係では全くありませんので、是非とも着実に働き方改革を推進していただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

続きまして、先ほど公開しないと決定した議案について審議を行います。

傍聴者の方は、申し訳ありませんが、御退席のほど、お願いいたします。

(10:25)

【非公開案件】

第5号議案 令和6年度広島県教科用図書選定審議会委員の任命について

令和6年度広島県教科用図書選定審議会委員の任命について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第1号議案 教職員人事について

県立学校教諭の信用失墜行為に係る人事措置（減給10分の1 1月）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

県立学校教諭の信用失墜行為に係る人事措置（減給10分の1 1月）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

県立学校教諭の信用失墜行為等に係る人事措置（戒告）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

県東部公立小学校教諭の信用失墜行為に係る人事措置（戒告）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第2号議案 事務局職員人事について

教育機関指導主事の信用失墜行為等に係る人事措置（戒告）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

(11:24)